

教科に関する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

美術

芸術学部 芸術教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
絵画 (映像メディア表現を含む。)		○絵画基礎	2			映像メディア表現を含む
		絵画 I	2	2	2	
彫刻		○彫刻基礎	2			
		彫刻 I	2	2	2	
デザイン (映像メディア表現を含む。)		○デザイン基礎	2			映像メディア表現を含む
		○映像メディア表現基礎	2			
デザイン I		デザイン I	2	4	4	
		デザイン II	2			
工芸 ※		○工芸基礎	2			
		工芸 I	2	2	—	
工芸 II		工芸 II	2			
		デザイン理論	2			
美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)		工芸理論	2			選択科目より 中一種は 2 科目以上 高一種は 3 科目以上選択
		工芸史	2			
		○鑑賞教育理論 (美術)	2			
		西洋美術史 A	2			
		西洋美術史 B	2	10	12	
		日本美術史 A	2			
		日本美術史 B	2			
		東洋美術史	2			
		○美術理論	2			
		○美術史	2			
		日本の伝統美術及びアジアの美術を含む				
	20	免許状取得に必要な単位数	20	20		

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 高等学校教諭 (美術) 1 種免許状を取得する場合の「工芸」(上記の表の免許法施行規則に定める科目) の扱いについて
 高等学校教諭 (美術) 1 種免許状を取得する場合には、「工芸」は「教科に関する科目」ではないため、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。